

身体的拘束最小化宣言

当院は、患者の尊厳と権利を守り、安全で安心できる療養環境を提供することを基本的な使命とし、身体的拘束を原則行わないことを基本方針として、身体的拘束の最小化に組織的かつ継続的に取り組むことをここに宣言します。

身体的拘束は、患者の行動の自由を制限し、身体的・精神的苦痛をもたらすおそれがあることを十分に認識し、極めて慎重に判断されなければなりません。そのため、身体的拘束は、**切迫性、非代替性及び一時性**の要件を満たす場合に限り、例外的に実施する最終手段とします。



当院は、身体的拘束を回避するため、患者一人ひとりの身体的・精神的状態や療養環境を丁寧に把握し、せん妄、不安、疼痛、排泄、睡眠、環境不適応その他の要因を多職種で評価したうえで、環境調整、見守り、説明と安心への支援、家族との協力その他の代替手段を優先して検討します。

やむを得ず身体的拘束を実施する場合には、その必要性、方法、実施時間等を明確にし、適切に記録するとともに、実施中は患者の状態を継続的に観察し、定期的に再評価を行い、速やかな解除に向けて検討します。

また、身体的拘束に準ずる行動制限や、鎮静を目的とした薬物使用についても、その必要性和妥当性を十分に検討し、適正化に努めます。

さらに当院は、身体的拘束最小化の取組を実効性あるものとするため、身体的拘束最小化チームを中心として多職種が連携し、定期的な巡回、事例検討、職員教育、実施状況の把握および分析を通じて、継続的な改善に取り組めます。

私たちは、院長及び看護部長として、当院の全職員がこの方針を共有し、患者の尊厳を最優先にした医療・看護を実践できるよう、身体的拘束最小化の推進に責任をもって取り組むことをここに表明します。



令和8年5月1日
医療法人 専心会
西条市立周桑病院

院 長 雁木 淳一
看護部長 越智 三紀